

【 表 題 部 】 (土地の表示)				調製 平成6年6月23日	地図番号	G-8-14-3
【不動産番号】	1400000115325					
【所 在】	神戸市中央区二宮町三丁目				余白	
【① 地 番】	【②地 目】	【 ③ 地 積 】	m ²	【原 因 及 び そ の 日 付】	【 登 記 の 日 付 】	
7番6	宅地		76 39	余白	余白	
余白	余白	余白		余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成6年6月23日	
360番	宅地		163 52	平成11年9月1日 土地区画整理法による換地処分 他の従前の土地 二宮町三丁目7番7	平成11年9月1日	

【 権 利 部 (甲 区) 】 (所有権に関する事項)				
【順位番号】	【登 記 の 目 的】	【受付年月日・受付番号】	【 原 因 】	【 権 利 者 そ の 他 の 事 項 】
1	所有権移転	昭和62年8月12日 第39623号	昭和62年8月12日売買	所有者 神戸市中央区中山手通二丁目1番13号 サンコー土地建物株式会社 順位7番の登記を移記
	余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成6年6月23日
2	土地区画整理法の換地処分	平成11年9月1日	余白	所有者 神戸市中央区中山手通二丁目1番13号

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
	による所有権登記	第29465号		サンコー土地建物株式会社

【 権 利 部 (乙 区) 】 (所有権以外の権利に関する事項)

【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
1	根抵当権設定	昭和62年11月5日 第57639号	昭和62年11月5日設定	極度額 金5億1,700万円 債権の範囲 <u>保証委託取引</u> 債務者 神戸市中央区中山手通二丁目1番13号 サンコー土地建物株式会社 根抵当権者 <u>東京都中央区築地一丁目13番5号</u> <u>信用保証サービス株式会社</u> 共同担保 目録(※)第6235号 順位15番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人表示変更	平成8年7月31日 第40515号	昭和63年1月20日商号変更 、昭和63年1月20日日本店移 転	商号本店 東京都中央区銀座四丁目2番11号 株式会社富士銀クレジット
付記2号	1番根抵当権移転	平成8年7月31日 第40516号	平成8年7月31日譲渡	根抵当権者 高知県高知市南はりまや町一丁目1番 1号 株式会社四国銀行 (取扱店 神戸支店)
付記3号	1番根抵当権変更	平成8年7月31日 第40517号	平成8年7月31日変更	債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権
付記4号	1番根抵当権変更	平成8年8月5日 第41278号	平成8年7月31日変更	極度額 金5億8000万円

【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
付記5号	1番登記は換地の全部に関する	余白	余白	平成11年9月1日付記
2	抵当権設定	平成1年6月2日 第19146号	平成1年3月7日保証委託契約 同年4月3日設定	債権額 金2億4,000万円 損害金 年14% (年365日日割計算) 債務者 神戸市中央区中山手通二丁目1番13号 サンコー土地建物株式会社 抵当権者 東京都中央区銀座四丁目2番11号数寄 屋橋富士ビル6階 ジェーエムシークレジット株式会社 共同担保 目録(イ)第6194号 順位16番の登記を移記
	余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成6年6月23日
3	2番抵当権抹消	平成8年8月5日 第41277号	平成8年7月31日解除	余白

共同担保目録

記号及び番号	(㊟)第6235号		調製	平成6年10月6日
番号	担保の目的たる権利の表示	順位番号	予備	
1	神戸市中央区二宮町三丁目 7番6の土地 神戸市中央区二宮町三丁目 360番の土地	1	平成11年9月1日受付第29465号土地区画整理法による換地処分	
2	神戸市中央区中山手通二丁目 1番21の土地	2	余白	

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

番号	担保の目的たる権利の表示	順位番号	予備
3	神戸市中央区中山手通二丁目 1番22の土地	2	余白
4	神戸市中央区二宮町三丁目 7番地6、7番地7 家屋番号 7番6の建物 神戸市中央区二宮町三丁目 360番地 家屋番号 360番 の建物	1	平成11年9月1日受付第29466号変更(所在、家屋番号)
5	神戸市中央区中山手通二丁目 1番地21、1番地22 家屋 番号 1番21の建物	2	余白
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第3条の規定により移記 平成6年10月6日
6	神戸地方法務局 明石支局 神戸市西区今寺 3番17の土地	余白	平成8年8月15日受付第42699号追加
7	神戸地方法務局 明石支局 神戸市西区今寺 3番地17 家屋番号3番17の建物	余白	平成8年8月15日受付第42699号追加

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。

平成21年10月22日
神戸地方法務局

登記官

吉 武 丈 治



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。